



平成23年(ワ)第33号間接強制申立事件

決 定

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

債 権 者 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高 嶋 英 弘

同 代 理 人 弁 護 士 長 野 浩 三

京都市伏見区深草西浦町三丁目70番地第5長栄アストロビル

債 務 者 株 式 会 社 長 栄

同 代 表 者 代 表 取 締 役 長 田 修

同 代 理 人 弁 護 士 田 中 伸

上記当事者間の京都地方裁判所平成20年(ワ)第871号定額補修分担金条項使用差止請求事件の執行力のある判決正本に基づく債権者の間接強制申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、消費者との間で建物賃貸借契約を締結するに際し、別紙記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 債務者に対する本決定送達の日以降、債務者が前項記載の義務に違反したときは、債務者は債権者に対し、違反行為をした回数1回につき金50万円の割合による金員を支払え。

平成23年11月24日

京都地方裁判所第5民事部

裁判官 大 島 雅 弘

別紙

定額補修分担金条項

- 1 消費者は、目的建物退去後の賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、定額補修分担金を債務者に対し支払う。
- 2 当該消費者は、債務者に対し、定額補修分担金の返還を、入居期間の長短にかかわらず、請求できない。
- 3 債務者は、当該消費者に対し、定額補修分担金以外に目的建物の修理・回復費用の負担を求めることはできない。ただし、当該消費者の故意又は重過失による同建物の損傷及び改造については除く。

これは正本である。

平成23年11月24日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 植村 幸

